

福岡県公報

平成十八年四月二十四日
第二千五百二十五号
増 刊 ①

目 次

訓 令

○福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(総務事務センター) …………… 一

訓 令

福岡県訓令第七号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局
福岡県知事 麻 生 渡

平成十八年四月二十四日

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福岡県職員安全衛生管理規程(平成元年四月福岡県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中、「福岡県新北九州空港連絡道路建設室等の設置に関する規則(平成七年福岡県規則第三十号)第四条第二項に規定する新北九州空港連絡道路建設事務所並びに福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)第百十五条第六項に規定する九州歯科大学附属病院」を削る。

第六条の見出し中「職員長」を「総務部次長」に改め、同条第一項中「職員長」を「次長」に改め、同条第二項及び同条第三項中「職員長」を「総務部次長」に改める。

第七条第二項中「職員長」を「総務部次長」に改める。

第十一条第一項の表中新北九州空港連絡道路建設事務所の項を削る。
第十二条第一項の表中

県立大学	事務局長補佐
県立病院及び九州歯科大学附属病院	事務長

県立病院	事務長
------	-----

改める。

第十二条の二中「職員長」を「総務部次長」に改める。

第十四条第一項中「職員長」を「総務部次長」に改める。

第二十二条第四項中「職員長」を「総務部次長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

に

を

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
チユージェツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)